

議案第 3 2 号

市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市空家等の適切な管理に関する条例（平成 2 7 年条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項及び第 7 条第 2 号中「第 1 4 条第 1 項」を「第 2 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 0 号）の施行の日から施行する。

## 理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。